

神戸市立垂水東中学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月4日改正

目 次

1. はじめに
2. いじめの定義
3. 本校の教職員の姿勢
4. 校内体制について
5. いじめを未然に防止するために
 - ・生徒に対して
 - ・学校全体として
 - ・保護者・地域に対して
6. いじめの早期発見について
7. いじめの早期対応について
8. 「いじめ」の解消について
9. 特別な支援を必要とする生徒への配慮
10. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応
11. 保護者・地域との連携
12. 関係機関との連携
13. いじめ事案への対処について
14. 重大事態への対処
15. その他

1. はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立垂水東中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的姿勢」は、次の6つのポイントに重点を置くものとする。

○神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。

○生徒、教職員の人権意識を高める。

○生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする、校内における温かな人間関係を築く。

○いじめの未然防止に努め、いじめを生まない集団の土壌を育てる。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。

○いじめ問題について、保護者・地域及び関係機関との連携を深める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものである。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応にあたる。

3. 本校の教職員の姿勢

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめ」は決して許さないという姿勢を教員がもっていることを、様々な活動を通じて生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

4. 校内体制について

- ・垂水東中学校いじめ問題対策委員会を設置する。構成は、校長・教頭・学年総務・当該学級担任・生徒指導担当・養護教諭・スクールカウンセラーとする。
- ・いじめ問題対策委員会の役割
 - 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
 - 実態把握や情報収集を目的とした取組（円滑な情報共有）
 - いじめの相談・情報の集約
 - いじめが生じた際の組織的な対応
 - いじめ事案の事実関係を調査する母体
 - 保護者や地域への情報提供
- ・いじめの相談があった場合には、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

5. いじめの未然防止について

<生徒に対して>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級作りを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、生徒に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめ」は決して許されないことだという認識を、すべての生徒がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないこともあわせて指導する。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して「いじめ」は絶対に許されないという土壌を作る。
- ・困ったことや悩んでいることなど日常生活についてのアンケート調査（いじめ調査も含む）を学期に1、2度実施する。結果をもとに学級担任との教育相談を実施する。
- ・年に複数回「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を高める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に関する活動を支援する。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談するよう伝える。「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学年だより、ふれあい懇話会、地域での会合等で伝えて、理解と協力を得る。

<家庭の役割>

- ・子供たちの豊かな人間性を育むためには、まずは保護者が、家庭を安らぎと安心を与える場にすることが大切である。さらに保護者は日頃から生徒の規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導する。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから保護する。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする。

6. 「いじめ」の早期発見について

- ・教育相談週間を定期的に設定し、相談票をもとに学級担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ・生活記録ノートを活用し、学級担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係作りに努める。
- ・教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守る。
- ・業間、昼休み、清掃時間など、生徒の様子を学級担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・生活に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感をもたせる。
- ・相談票、アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。
- ・こうべっ子悩み相談等、生徒及び保護者がいじめに係る相談ができる体制をカード・チラシ等の配布によって周知する。
- ・心理の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーに生徒・保護者が速やかに相談を受けられるようにする。

7. 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、生徒指導担当に連絡をとり、管理職に報告する。また、いじめ問題対策委員会において、校内で情報を共有する。
- ・いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を保護する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。

- ・事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校・家庭の協力のもと解決していく。
- ・再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒の指導と保護者への助言及び支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局・こども家庭センター・垂水警察署・垂水少年サポートセンター等と連携して対処する。

8. 「いじめ」の解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が少なくとも三ヶ月の間継続して止んでいること。

○いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

上記二つの要件にとらわれることなく、必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも生徒の人間関係を見守り、改善に向け指導していく。

9. 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- ・特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応のため、一人一人の特性を正確に理解し、情報を共有した上で、全教職員による支援体制を構築していく。また、個々の生徒を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流をすすめる。
- ・海外から帰国した生徒、外国人、性同一性障害や、災害や事故等により避難している生徒等に対しては、教職員の正しい理解のもと、日常的に適切な支援を行う。

10. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・生徒がインターネットを通じて行われるいじめに関わることがないように、関係機関と連携し、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対応する体制を整備する。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルール作り等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、垂水少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応する。

1 1. 保護者・地域との連携

- ・保護者・PTAの組織と連携し、またTOHF応援団（神戸っ子応援団）等を活用した朝のあいさつ運動に取り組む。
- ・地域や校区内の小学校と連携して、地域会議を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- ・PTAや地域での会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

1 2. 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、垂水少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為等が認められるときには、垂水警察署や垂水少年サポートセンター等と連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的にこども家庭センター等の関係機関との連携を行う。

1 3. いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を整備する。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

1 4. 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に事実関係を迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、誠実に情報を提供する。

15. その他

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、生徒・保護者からの学校評価アンケート、教職員の自己評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は、本校の状況に応じて、垂水東中学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。